

地方独立行政法人三重県立総合医療センター役員報酬規程の改正について ～賞与支給割合改定に伴う規程改正について～

三重県では、特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合等の改正に鑑み、知事等特別職に属する職員の期末手当の支給割合等について改正を行うこととしています。

つきましては、知事等三重県の特別職に属する職員に準じ定められている当院法人役員にかかる賞与の支給割合等についても、県に準じて以下のとおり支給割合等の改定を行うこととし、役員報酬規程について、必要な規定整備を行います。

1 改定の内容

○賞与

年間支給割合の引き上げ

現行 330/100 → 改定後 335/100

【改正前】

	6 月期	12 月期
現 行	157.5/100	172.5/100

【改定後】

	6 月期	12 月期
平成 30 年度	157.5/100	177.5/100
平成 31 年度以降	167.5/100	167.5/100

※平成 31 年度以降については、支給割合が均等となるよう再配分します。(年間支給割合は変更なし)

2 改定時期

平成 30 年 12 月 1 日

※平成 31 年度以降の改定については、平成 31 年 4 月 1 日

地方独立行政法人法（抜粋）

(役員報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立

団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。